★ 積水ハウス・リート投資法人

平成 27 年 5 月 12 日

各位

不動産投資信託証券発行者名 積水ハウス・リート投資法人 代表者名 執行役員 井 上 順 ー (コード番号:3309)

資産運用会社名

積水ハウス投資顧問株式会社 代表者名 代表取締役社長 井 上 順 一 問合せ先 取締役管理本部長 木 田 敦 宏 TEL. 03-6447-4870 (代表)

新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ

積水ハウス・リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成27年4月24日開催の本投資法人役員会において決議いたしました新投資口発行及び投資口売出しに関し、本日開催の本投資法人役員会において、発行価格及び売出価格等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 公募による新投資口発行(一般募集)
 - (1) 払 込 金 額 1 口当たり金 127,587円 (発 行 価 額)
 - (2) 払 込 金 額 19,673,915,400円 (発行価額)の総額
 - (3) 発 行 価 格 1 口当たり金 131,917円 (募 集 価 格)
 - (4) 発 行 価 格 20,341,601,400円 (募集価格)の総額
 - (5) 申 込 期 間 平成27年5月13日(水)から平成27年5月14日(木)まで
 - (6) 払 込 期 日 平成27年5月19日(火)
 - (7) 受 渡 期 日 平成 27 年 5 月 20 日(水)
 - (注)引受人は払込金額(発行価額)で買取引受けを行い、発行価格(募集価格)で募集を行います。

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



積水ハウス・リート投資法人

- 2. 投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)
 - (1) 売 出 投 資 口 数 7,800 口
 - (2) 売 出 価 格 1 口当たり金 131,917 円
 - (3) 売出価額の総額1,028,952,600円
 - (4) 申 込 期 間 平成 27 年 5 月 13 日(水)から平成 27 年 5 月 14 日(木)まで
 - (5) 受 渡 期 日 平成 27 年 5 月 20 日 (水)
- 3. 第三者割当による新投資口発行
 - (1) 払 込 金 額 1 口当たり金 127,587円 (発 行 価 額)
 - (2) 払 込 金 額 995, 178, 600円(上限) (発行価額)の総額
 - (3) 申 込 期 間 平成 27 年 6 月 11 日(木) (申 込 期 日)
 - (4) 払 込 期 日 平成27年6月12日(金)
 - (注)上記(3)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものと します。

くご参考>

- 1. 発行価格及び売出価格の算定
 - (1) 算定基準日及びその価格 平成27年5月12日(火) 135,300円
 - (2) ディスカウント率

2.50%

2. シンジケートカバー取引期間

平成27年5月15日(金)から平成27年6月5日(金)まで

3. 今回の調達資金の使途

一般募集における手取金 19,673,915,400 円については、平成 27 年 4 月 24 日 (金) 付で公表した「国内不動産信託受益権の取得及び貸借に関するお知らせ(本町ガーデンシティ)」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部に充当する予定です。また、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当の手取金上限 995,178,600 円については、借入金の返済資金の一部又は将来の特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

(注) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

以上

※本資料の配布先: 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会 ※本投資法人のホームページアドレス: http://www.sekisuihouse-reit.co.jp/

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。